企業の農業参入推進ＰＲ動画等制作業務委託
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する企業の農業参入推進ＰＲ動画等制作業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

１　業務の目的

本業務は、本県の農業分野への企業の参入を促進するため、宮崎県の特性を活かした農業参入のメリット、農業参入支援体制などを紹介するＰＲ動画、ガイドブック及びチラシを制作する。

２　委託業務の内容

（１）業務名

企業の農業参入推進ＰＲ動画等制作業務

（２）業務概要

別紙「企業の農業参入推進ＰＲ動画等制作業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

３　見積額の上限額

１，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　支払方法

精算払

５　企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

６　参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとし、その旨の誓約書（別紙３）を提出すること。

（１）宮崎県に本店又は営業所を置く者。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。

（４）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（５）県税に未納がないこと。

（６）宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者。

（７）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7　スケジュール

（1）実　施　公　告　令和８年１１月１８日（水）
（2）企画提案競技参加申込み　令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（必着）
（3）質 問 票 受 付 期 限　令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（必着）
（4）企 画 提 案 書 提 出　令和８年１２月　３日（木）午後５時まで（必着）
（5）審 査 結 果 通 知　令和８年１２月上旬まで

8　企画提案競技について

（1）企画提案競技の参加申込み
① 提出期限：令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（必着）
② 提 出 先：本要領９のとおり
③ 提出方法：電子メール（提出確認のため、送信後は本要領９の担当者へ連絡すること。）
④ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙１）、誓約書（別紙３）
⑤ そ の 他：　参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日２日後（土日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。
　なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙４）を電子メールにより提出すること。

（2）企画提案競技に係る質問について
① 提出期限：令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（必着）
② 提 出 先：本要領９のとおり
③ 提出方法：電子メール（提出確認のため、送信後は本要領９の担当者へ連絡すること。）
④ 提出書類：質問票（別紙２）
⑤ そ の 他：　質問の内容及び回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

（3）企画提案書の提出について
　下記の①及び②の書類を１セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。なお、提案は１者１案とする。
① 企画提案書（Ａ４版２０～３０ページ程度）
　ア　企業の農業参入推進ＰＲ動画制作の内容
　イ　業務構成概要
　ウ　事業計画書
　エ　事業スケジュール
　オ　会社概要及び事業実施体制
　カ　過去の業務実績（類似案件等ある場合はその内容の分かるものも提出）
② 見積書及び見積明細書
　ア　業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
　イ　本事業の履行に要する経費をすべて盛り込み、見積額の上限の範囲内で見積もること。
　ウ　見積書の宛名は「宮崎県知事　河野俊嗣」とすること。
③ 提出部数　紙媒体６部及び電子媒体１式
④ 提出期限、提出先、提出方法
　ア　提出期限：令和８年１２月３日（木）午後５時まで（必着）
　イ　提 出 先：本要領９のとおり

ウ　提出方法：紙媒体は持参又は郵送、電子媒体は電子メールによる。
（郵送にあっても、令和８年１２月３日（木）午後５時必着とする。）

（４）審査方法・基準

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。なお、審査については別に定める審査基準表に基づき行うものとする。

（５）審査結果の通知

令和８年１２月上旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（６）契約の締結等

①　（４）の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

②　受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

③　契約については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定範囲内で随意契約を行う。

④　契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

⑤　契約手続に要する経費は業者負担とする。

（７）提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

①　提案に参加する資格のない者が提案したとき。

②　所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

③　同一人が２件以上の提案を行ったとき。

④　提案に関してその他不正の行為があったとき。

⑤　見積もりの金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

⑥　その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

（８）著作権及び複製権

制作した成果品の著作権及び複製権は、すべて県に帰属するものとする。

（９）その他

①　企画提案に要する一切の経費は、すべて提案者が負担する。

②　提出された書類等は返却しない。

③　業務実施に当たっては、県と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

④　著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

９　担当課（問合せ先）

〒８８０－８５０１　宮崎市橘通東２丁目１０番１号
宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
農業参入・法人支援担当（担当：横山）
電　話　０９８５－３２－４４６５
ＦＡＸ　０９８５－２６－７４０４
E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp